

東部知多衛生組合議会規程第2号

東部知多衛生組合議会の管理する行政文書の開示等に関する規程を次のように定める。

令和5年4月25日

東部知多衛生組合議会議長 早 川 高 光

東部知多衛生組合議会の管理する行政文書の開示等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東部知多衛生組合情報公開条例（平成13年東部知多衛生組合条例第2号）第22条の規定に基づき、東部知多衛生組合議会（以下「議会」という。）の管理する行政文書の開示等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施状況の報告)

第2条 議会は、毎年4月末日までに前年度の行政文書の開示等の実施状況を管理者に報告するものとする。

(開示の手続、方法等)

第3条 行政文書の開示の手続、方法等は、管理者の管理する行政文書の開示等に関する規則（平成14年東部知多衛生組合規則第1号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。